

三重県リサイクル製品利用推進条例に係る認定基準等の改正

1. 製品に含まれる再生資源等の割合及び再生資源の中の県内割合について 「規則第4条改正」

(1) 改正の考え方

三重県リサイクル製品利用推進条例は、県内のリサイクル製品の利用の推進によるリサイクル産業の育成及び循環型社会の構築に寄与することを目的としています。このため、県内で発生する再生資源等がより多く利用されるように、リサイクル認定製品に含まれる再生資源等の割合の基準を定めるとともに、その再生資源等における県内で発生する再生資源等の割合の基準を定めます。

(2) 製品に含まれる再生資源等の割合の基準

再生資源等における県内割合は50%以上とします。(通常リサイクルされている古紙、くず鉄は割合の計算からは除外します。)

製品中の再生資源等の割合を下表のとおりとします。

| 区分 | 再生資源等の割合 |
|--|-------------------------------|
| 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条の規定に基づき策定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に再生資源等の割合が定められている製品 | 基本方針に定められた再生資源等の割合 |
| コンクリート二次製品(再生資源等として溶融スラグのみを用いて生産されたもので日本工業規格プレキャスト鉄筋コンクリート製品又はプレキャスト無筋コンクリート製品のうち附属書に推奨仕様が示されている製品に限る。)* | コンクリート配合に占める溶融スラグの重量の割合が10%以上 |
| 緑化基盤材(再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。) | 製品に占める再生資源等の重量の割合が80%以上 |
| 肥料(再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。) | 製品に占める再生資源等の重量の割合が100% |
| 間伐材類製品(再生資源等として間伐材類のみを使用しているものに限る。) | 製品の木質部に占める再生資源等の重量の割合が100% |

備考1 割合については、小数点以下を四捨五入した値とする。

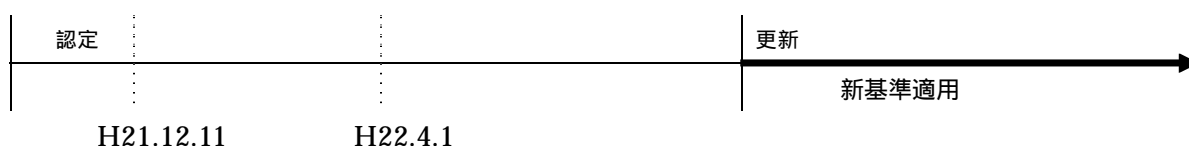
2 その他、全ての製品において高い率とするよう努めなければならない。

* 透水性ブロック(ポーラスコンクリートブロック)はこの基準を適用しないこととします。

(3) 県内割合の規定に係る施行期日の考え方(基準が適用される時期)

新規製品については施行日(H21.12.11)から適用する。

現認定製品及び平成22年3月31日までに認定申請(更新)を行ったものについては、認定期間が満了するまでは適用しない。



2. 安全性試験（溶出試験等）の検査項目及び検査頻度について 「規則第4条・実施要領第6条改正」

(1) 改正の考え方

リサイクル製品の安全性を確保するために、従来、土壌と接し、又は混合して使用される埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するものを対象に、土壌環境基準の重金属6項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン）を認定基準とし、その溶出試験について、3ヶ月に1回以上の頻度での確認を行うよう求めてきました。また、県でも、毎年全ての認定製品の製造事業者に対する立入を行うとともに、製品のサンプリング調査を行っており、認定基準を超えた事例はありません。これらの実績や他府県制度の実態も踏まえて、溶出試験の頻度については、原則として1年に1回以上とします。

また、溶出試験の認定基準については、安全性の確保のため、今回の改正にあわせて自然界にも多く存在するふっ素及びほう素についても追加し、検査項目を8項目とします。

また、肥料取締法における普通肥料の下水汚泥肥料については、同法において有害成分の含有量の基準（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に定める含有を許される有害成分の最大量）が定められています。一方、現在の三重県の認定リサイクル制度では、土壌と接し、又は混合して使用される製品については土壌環境基準を安全性の認定基準として適用しており、普通肥料（下水汚泥肥料等）については2つの基準が適用されていることからこれを整理し、肥料取締法の登録（又は届出）を受けた肥料については、肥料取締法の下水汚泥肥料の有害成分の含有量の基準を認定基準として適用することとします。

さらに、新たに有害物質の含有による溶出リスクを予見するため、申請時に溶出試験の認定基準である8項目の含有量試験を求めるとします。

なお、過去の安全性の試験結果、再生資源等の性状や製品の用途等によっては、三重県リサイクル製品認定委員（以下「認定委員」という。）の意見を聴取して、検査項目や回数を追加する場合があります。今回の改正に伴い、認定委員の意見を聴取し、必要な検査回数及び検査頻度について一覧表（別添1）にしましたので、それを満足する品質等管理計画の変更を行ってください。

土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するもの。

現状

| 土壌環境基準 | 溶出試験 | 含有量試験 |
|--------|----------|--------------|
| カドミウム | 1回/3ヶ月以上 | 特に試験を求めています。 |
| 鉛 | | |
| 六価クロム | | |
| 砒素 | | |
| 総水銀 | | |
| セレン | | |
| ふっ素 | | |
| ほう素 | | |

改正後

| 土壌環境基準 | 溶出試験 | 含有量試験 |
|--------|---------|-------------------|
| カドミウム | 1回/1年以上 | 申請時のみ (新規又は更新) |
| 鉛 | | |
| 六価クロム | | |
| 砒素 | | |
| 総水銀 | | |
| セレン | | |
| ふっ素 | | |
| ほう素 | | |

肥料取締法第4条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第22条に規定する届出された「特殊肥料」

| |
|---------------------------------------|
| 現状（溶出量） |
| 平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める土壌の汚染に係る環境基準を適用 |

（基準値）

| 土壌環境基準（mg/L） | |
|--------------|--------|
| カドミウム | 0.01 |
| 鉛 | 0.01 |
| 六価クロム | 0.05 |
| 砒素 | 0.01 |
| 総水銀 | 0.0005 |
| セレン | 0.01 |

| |
|---|
| 改正（含有量） |
| 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件に定める下水汚泥肥料の有害成分の含有量基準を適用 |

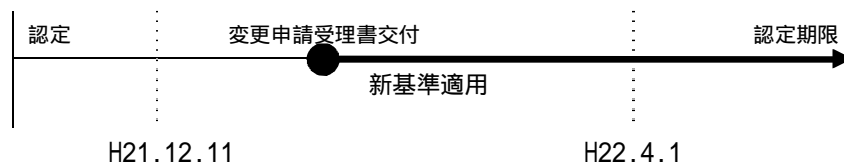
（基準値）

| 有害成分の含有量（％） | |
|-------------|--------|
| カドミウム | 0.0005 |
| 鉛 | 0.01 |
| クロム | 0.05 |
| 砒素 | 0.005 |
| 水銀 | 0.0002 |
| ニッケル | 0.03 |

（2）安全性試験の施行期日の考え方（基準が適用される時期）

施行日以降に県が受け付けた申請（新規、更新）については改正後の安全性の検査項目及び検査頻度（この項において「新基準」という。）を適用します。

現認定製品については、平成22年4月1日からは新基準が適用になるため、平成22年3月31日までに既に提出されている品質等管理計画書の変更申請が必要となります。品質等管理計画の変更に伴う変更申請の受理書交付後、新基準が適用されます。



施行日より前に申請中のものについては、認定を取得後、速やかに品質等管理計画の変更申請を提出してください。

品質等管理計画記載例

1. 製品に係る品質及び安全性に関する項目、目標値又は基準値、検査方法、検査頻度

| 項目 | 基準値 | 検査方法 | 検査頻度 | 分析機関 | 備考 |
|-------|---------|-------------------|-------|------|--------|
| カドミウム | <0.01 | 平成3年環境庁告示第46号による。 | 1年に1回 | (株) | (月予定) |
| 鉛 | <0.01 | | | | |
| 六価クロム | <0.05 | | | | |
| 砒素 | <0.01 | | | | |
| 総水銀 | <0.0005 | | | | |
| セレン | <0.01 | | | | |
| ふっ素 | <0.8 | | | | |
| ほう素 | <1 | | | | |

3. その他の改正事項

(1) 適合状況報告書について

従来、適合状況報告書については1年ごとに提出していただいておりますが、認定を受けてから5年目に認定を受けるために申請書を提出した時については、申請書に添付していただいた書類により適合状況を確認できることから、5年目の適合状況報告書は必要ありません。ただし、申請（更新）を行わず認定期限満了となったものについては5年目の適合状況報告書の提出は必要となります。

また、適合状況報告書に添付する試験成績書の発行日について、受付日より90日以内の制限を撤廃しました。ただし、申請書（新規・更新）に添付する試験成績書については90日以内が有効となります。

(2) 品質等管理計画書の記載事項について

従来、品質等管理計画に品質及び安全性を管理するための“目標値”を記載することとなっておりましたが、基準値と目標値となる数値が混在しており、それを明確にするため“目標値又は基準値”を記載することとし、基準値と目標値を明確にさせていただきます。

基準値：製品の品質及び安全性に直接関わる数値（基準値越えの場合、基準不適合製品となります。）

目標値：基準値を継続的に満足するために管理する必要がある数値（目標値を超えても、基準不適合とはなりません、理由等検証する必要があります。）

品質等管理計画記載例

1. 製品に係る品質及び安全性に関する項目、目標値又は基準値、検査方法、検査頻度

| 項目 | 目標値又は基準値 | 検査方法 | 検査頻度 | 分析機関 | 備考 |
|------|----------------|------------|-------|------|-----|
| 引張強度 | 1,200～1,400(N) | JIS L 1043 | 1年に1回 | 外部 | 基準値 |
| 伸度 | 17.0～20.0(%) | JIS L 1043 | 1年に1回 | 外部 | 目標値 |

今回、品質等管理計画を変更していただく際には次の項目について各事業所で検討し必要事項について変更してください。

1. 安全性の基準にふっ素、ほう素及び追加項目があればその項目の追加
2. 肥料の場合は下水汚泥肥料の含有量の基準に変更
3. 検査頻度の見直し
4. 目標値と基準値を明確化

(2) 品質の検査頻度について

県が実施を求めている品質試験についても一部の試験頻度を下記のとおり見直します。

| 現状 | 改正後 |
|---------------------------|--------------------------|
| 1ロット（又は 個）に1回又は3ヶ月に1回の短い方 | 1ロット（又は 個）に1回又は1年に1回の短い方 |
| 3ヶ月に1回 | 1年に1回 |

ただし、JIS 及びそれに類する基準に適合若しくは準拠した製品で、上記より高い頻度の試験を規定されているものについてはそれらの基準に従ってください。

また、肥料の成分試験についてはばらつきが大きいことから3ヶ月に1回行うようお願いいたします。